

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

埼玉県知事
大野 元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県狭山市祇園17-2

氏 名 社会医療法人 入間川病院

理事長 風間 浩美

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-2958-6111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人 入間川病院
事業場の所在地	埼玉県狭山市祇園17-2
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	199床
③従業員数	461名 (常勤248名、非常勤213名)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物の発生 →保管庫にて保管 →収集運搬業者が定期的に回収 (火・金) →中間処理業者にて焼却処理 →最終処分業者にて管理型埋め立て処分

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
排出量	120.822 t		

①現状

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
排出量	50.0 t		

(今後実施する予定の取組)

現状通り

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 銳利物：プラスチック容器 固形状物：段ボール容器
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通りだが、分別の強化

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t		
	(これまでに実施した取組) 感染の危険があり再生には不適切である。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t		
(今後実施する予定の取組) 現状通り						

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t		
(これまでに実施した取組) すべて外部委託している。						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t		
(今後実施する予定の取組) 現状通り、外部委託する。						

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状		自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t t	
(これまでに実施した取組)				
埋め立て等の施設を有していない為、外部委託している。				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t t	
(今後実施する予定の取組)				
現状通り、外部委託する。				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状		全処理委託量	120.822 t t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	120.822 t t	
		再生利用業者への 処理委託量	t t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t	
(これまでに実施した取組)				
全量を外部委託している。 適正処理を確認するため、毎年処分場の視察を実施している。				

(第5面)

【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
②計画	全処理委託量	50.0 t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)		
【前年度(令和4年度)実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 <small>(ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	120.822 t
(今後実施する予定の取組等)		
これまで通り。 電子マニュフェストを活用して適正処理に努める		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和5年度(2023年度)
医療廃棄物(感染性廃棄物)処理計画

社会医療法人 入間川病院

感染性廃棄物処理規程

<目的>

この規程は、医療法人入間川病院の事業活動によって、排出される医療廃棄物のうち感染性廃棄物を適正に処理して、感染防止に努めることを目的とする。

<感染性廃棄物の定義>

感染性廃棄物とは、【血液、血清、血漿、体液（以下【血液等】という）並びに血液製剤】、【手術等により排出される病理廃棄物】、【血液等が付着した鋭利なもの】、【病原微生物に関連した試験、検査に用いられた試験器具、培地】、【透析器具】及び【その血液が付着したもの】が廃棄物として排出されたものを言う。

<感染性廃棄物の取り扱い>

(イ) 分別

感染性廃棄物は、運搬、梱包が容易にできるように排出時点で次の区分に従って分別するものとする。ただし、分別困難なものはこの限りではない。

1. 液状のもの、泥状のもの
2. 鋭利なもの
3. アンプル類
4. 点滴回路類

(ロ) 運搬

感染性廃棄物は、専用の容器に入れた後密封し、運搬途中で飛散、流出する恐れのないよう、カート等により運搬するものとする。排出場所から保管場所までの搬送は、原則として感染性廃棄物の処理に関する指導を受けた [] 担当者が行う。

(二) 処理

感染性廃棄物の処理については、許可業者に収集、運搬処理を委託するものとし、許可業者が収集したときは、廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法等をマニフェストによる告知を受けなければならない。

また、感染性廃棄物が適正に処理されたことを許可業者から返送されるマニフェストにより確認するものとする。

なお、マニフェストの保存年限は、5年間とする。

<保管責任者>

施設内より排出される感染性廃棄物を適正に処理するために、管理責任者を置く。

管理責任者

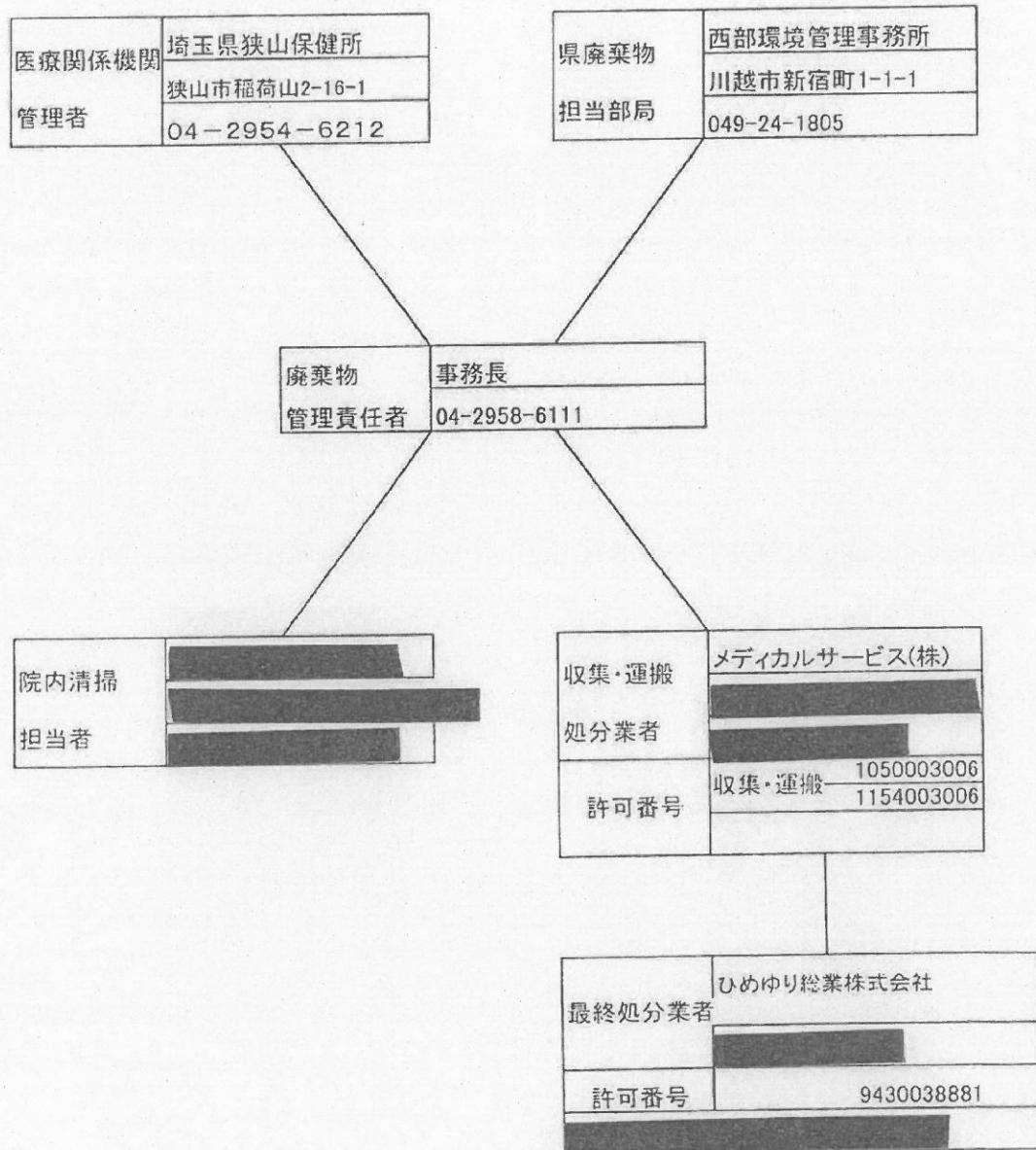
事務長



1. 感染性廃棄物の処理に関する事項

管 理 項 目	処 理 の 概 要		
感染性廃棄物 の発生状況	発生場所 廃棄物の種類		
	処置室	注射器(ディスポ)約30本/日 ガーゼ	
	包帯	注射針約50本/日	
	病棟	注射器約100本/日 ガーゼ	
	包帯	注射針約200本/日	
	手術室	注射器 輸血器具 適時	
	組織	適時 ガーゼ 等	
	検査室	採血管 約250本/日	
	透析室	注射器10本/日、ダイアライザー15本/日	
	計	注射器 約160本/日 ガーゼ 注射針 約250本/日 輸血器具 組織 採血管 約250本/日 等	
分 割	液状又はつい状物(血液、組織、器官等) 固形状物(血液付着ガーゼ、血液付着注射筒) 鋭利な物(注射針、メス等)		
梱 包	特殊加工二重ダンボール容器(50、80リットル) ポリ容器(20、40、50リットル)		
表 示	国際生物学危険性マーク(バイオハザードマーク) 赤・黄・橙		
施設内 中間処理	なし		
委託	院内掃除	業者名	[REDACTED]
	収集運搬	"	メディカルサービス(株) 許可番号1154003006 許可番号1050003006
	処 分	"	メディカルサービス(株) 許可番号1070003006
	最終処分場	"	群馬環境リサイクルセンター株式会社 許可番号1070125147
		"	ひめゆり総業株式会社 許可番号943003881
		"	(株)クリーンテック 許可番号730072849

2.緊急時の連絡体制に関する事項



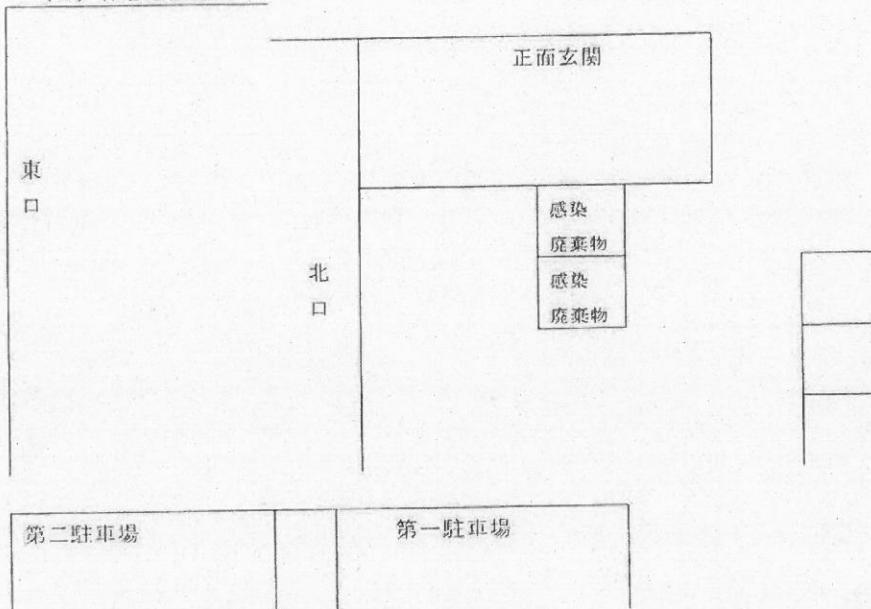
3. 保管方法に関する事項

(1) 使用する容器

・ダンボール（特殊二重構造） 50、80リットル

・ポリ容器 20、40、50リットル

(2) 保管場所略図



- (3) 運搬された感染性廃棄物は、上記の保管場所に保管し、その保管期間は極力短期間とする。なお、
感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別する。
また、保管場所に鼠、蝶、蚊等が侵入しないよう必要な処置を講ずる。
更に、保管場所には、見やすい箇所に、感染性廃棄物の存在を表示する。

4. 収集運搬に関する事項

2回/週に収集